

## 平成 22 年第 2 回 男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成 22 年 6 月 28 日（月）18:30～20:30

会 場：庁議室

参加者：山下会長・野田委員・守屋委員・梶原委員・斎藤委員・鈴木委員・堀越委員・鹿島委員・鷺池委員

事務局：生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

傍聴者：2 人

### ○議題

- (1) 次期男女平等推進プランについて
- (2) その他

#### ・議題（1）次期男女平等推進プランについて

会 長：事務局より説明願う。

事務局：「資料 1：（仮称）東久留米市男女共同参画推進プラン体系」は、基本理念、基本目標を体系図として表したものである。基本理念は「男女の人権が尊重され、充実した生き方が選択できる社会の実現」、「男女がともに能力を発揮できる活力あるまちづくり」を 2 本の柱としている。この理念に沿って基本目標を設定した。

「資料 2：男女平等推進市民会議開催予定」を見ていただき、「男女平等推進プランについて（中間まとめ）」の位置付けを確認していただきたい。7 月までにこの案をまとめ、その後、男女共同参画推進協議会で検討する。個別の事業については幹事会で検討する。その後、計画素案について 11 月以降のこの市民会議で検討していただきたい。

「資料 3：私たち東久留米市民は全ての人が平等で賑わいと活力があるまちをめざして」は委員が提案しているプラン案である。この中で提案をしていることは、「男女共同参画都市宣言」をこのプランの中に盛り込むことである。体系についても記載されており、事務局案とは順番が異なるが、これについても事務局案と比較し、両者を検討していただきたい。今まで検討していただいた中間まとめ案と少し異なるのが、「⑨高齢者が安心して暮らせる社会の実現」の部分である。施策としては大事であるが、男女共同参画施策に直接結びつくものではないと考えている。また、「⑩国際都市としての理解と他文化共生社会」についても同様と考えている。委員から今後の課題として、優先順位をつけるべきとの提案があり、こちらも前回の会議で指摘があったので、その順位を庁内での検討が終わった後に、各委員に考えていただければと思っている。また、「会議推進の意識変革と各課の事業を一括して羅列してみることも必要」とあるが、これにより各課で行う

べきことが決定するが、これも各課からの事業が出そろってから検討しても良いと考えている。

会 長：基本理念「男女の人権が尊重され、充実した生き方が選択できる社会の実現」、「男女がともに能力を発揮できる活力あるまちづくり」より検討していただきたい。委員は基本理念に男女共同参画宣言を入れることを提案しているが各委員から意見があればお伺いしたい。

委 員：「充実した生き方が選択できる」の「選択できる」という表現は適切か。

会 長：「選択できる」というのが必要ないのではないかという意見であるが、他の委員はどう考えるか。

委 員：人権が尊重されるという当たり前のことが、ここに書かれるというのは適切か。

会 長：「充実」を取るということも良いのではないか。今までは、生き方が固定化されていたという意味で、これからは自由に生き方を選擇できるという表現はどうか。

委 員：私は違う側面から質問させていただく。前計画では施策が数多くあったに関わらず、施策の中に男女共同参画施策に寄与するのかが疑われるものがあつた。この体系表を見ると基本目標の下に施策についての考え方があり、この考え方それぞれに施策がつくことになれば施策の数は増えていくのではないかと予想される。今回は、この基本目標についての施策を考えれば、施策の数は厳選されるのではないか。

委 員：私も同感である。例えば「●男女がともに能力を発揮できる活力あるまちづくりのために」の下にあるものはそれを具現化するための施策が多い。基本理念の下の基本目標を施策にしてはどうか。また、男女共同参画都市宣言が実現できていないので、これを宣言から実現の一步として、何かできないかと考えてみてはどうか。

委 員：理念の中に具体的なものを持ってきてよいのかと考えた。「まちづくり」、「選択」、「生き方」というのが理念としてどうなのかと考える。

会 長：理念としてふさわしくないということなのか。

委 員：基本理念と基本目標が同じところに記載されているところに違和感がある。

委 員：2つの理念が1つになればよいのではないかと考えた。

会 長：計画の基本理念として書く時には1つの文章になるのではないか。

事務局：当初の予定では、「男女の人権が尊重され、充実した生き方が選択できる社会の実現」を大きな柱として考え、それを達成するための手段として、「男女がともに能力を発揮できる活力あるまちづくり」を考えていた。

会 長：まちづくりにより「男女の人権が尊重され、充実した生き方が選択できる社会を実現」するという書き方もできるので、委員の意見のような形にはなるのではないか。また、委員の言うとおり、男女共同参画都市宣言を基本理念に持ってくることも考えられる。この宣言の内容はとてもすばらしく、この内容に今、議論さ

れていることがすべて盛り込まれているので、これを生かすことも良い方法ではないか。

委員：前日も議論となったが、男女共同参画条例を作ることが、この宣言を推進することにつながる。基本理念に、条例づくりを入れてはどうか。

会長：条例づくりは基本理念ではないのではないか。

委員：条例づくりを考えるためのプランとして作成してはどうか。

会長：条例づくりは賛成であるが、それは理念ではないと考える。

委員：条例づくりを理念に掲げることで、条例づくりが明確化される。

事務局：前回の指摘を受け、条例づくりを推進体制の強化の方法の1つとして入れた。条例づくりを理念として掲げるよりも、手段として考えた方が庁内も理解しやすいのではないか。基本理念に男女共同参画都市宣言をいれるのも1つの方法である。そうすると、活力あるまちづくりが欠けてくるので、基本理念については男女共同参画都市宣言の実現を理念として掲げ、目標の中を柱立てし、その中に活力のあるまちづくりをいれてはどうか。

会長：男女共同参画都市宣言を理念に生かすということで、委員の提案を取り入れたい。東久留米市独自の男女共同参画都市宣言が生かせることは、プラン自体に特徴が出ることとなり、良いのではないか。宣言の中にも、まちづくりに生かせる文言があり、自然についても触れてあるのでこれを生かした方が良い。

次に基本目標についてお伺いしたい。「男女の人権が尊重され、充実した生き方が選択できる社会の実現」について意見のある委員はいるか。

事務局：「充実した生き方ができる」もしくは、「多様な生き方が選択できる」どちらの方が適切である。

委員：「多様な生き方が選択できる」の方が適切ではないのか。

会長：その下の「1 男女共同参画社会の幅広い理解の促進」の中で、「男女の地位の平等観についての現状理解の促進」とは、これは現状の理解を促進するという意味か。

事務局：男女平等は達成されているという意見も多々あるわけではあるが、「結果の平等」として本当に男女平等が進んでいるのかを考えていく必要があると記載した。

会長：固定的役割分担観念を前提とした制度見直しという表現の方が良いのではないか。

委員：表現が適切ではないと考える。

委員：なぜこの表現がここにあるのか。

事務局：資料4にある「機能の平等については進んでいるが、結果の平等につながっていない」というところについて市民に啓発したいので、現状を把握する啓発が必要と感じ、このように表現した。また、「結果の平等」を推進するためにもポジティブアクションを推進する必要があると感じた。

会長：「機能の平等」という表現は、議論が生じると感じる。他の表現を使った方が良いのではないか。例えば、法整備は整いつつあるが、結果の平等につながっていない

いというような、簡易な表現の方が適切なのではないか。また、「ポジティブアクション」も横文字標記ではなく、「積極的改善措置」という表現の方が良いと思う。女性差別撤廃条約の進捗状況からも、日本の現状を変えるには、この積極的改善措置は重要と感じている。「男女がともに能力を発揮できる活力あるまちづくりのために」というところで意見のある委員はいるか。私が感じたのは、この中でまちづくりの具体的施策がないように感じるがどうなのか。もう少し具体的な表現を入れた方が良いのではないか。

委員：福祉法の中に表現されている「ソーシャルインクルージョン」、包み支えあう社会ということがまちづくりに生かされないか。

委員：都市宣言の中に自然を守ることに触れているので、男女が共に自然を守っていくような文言がないと、理念に沿わないので、都市宣言の中の水や緑、自然に関わる一文があった方が良い。

会長：では、まちづくりという言葉と都市宣言の中の水と緑等自然に関する言葉を生かすということで良いか。

委員：「3男女が共に生き生きと働くための環境整備」というのは、「●男女がともに能力を発揮できる活力あるまちづくりのために」の中の「男女がともに能力を発揮できる」にはかかるが「まちづくり」という内容にはかからないのではないか。

事務局：男女がともに生き生きと働くための環境整備ということが、活力のあるまちづくりにつながるというイメージである。

委員：自然の文言をどのように入れるのか。もし入れるとすると、自然を享受し、長期間住み続けられるまちづくりを意味するような文言があれば良いと考えた。

会長：私はその部分に自然を生かした施策を入れることは難しいと考えている。「男女がともに生き生き働くための環境整備」というのは別項目で考えることで、男女共同参画都市宣言で言っているまちづくりを生かせるのではないか。

委員：東久留米らしさが出るのではないか。

事務局：前回のプランでもそうであるが、そのような施策を入れると、それに関連した事業そのものが出てきてしまう。例えば、環境については公園の整備事業等になってしまう。

会長：そのような事業ではなく、男女が生き生きと働くための自然環境を進めるための施策にならないのか。

委員：自然を生かすことはとても良いが、間口が広がってしまう。施策自体に様々な要素を取り入れると、男女共同参画施策自体がぼやけていく可能性がある。「まちづくり」というと「4男女がともに担う子育てと介護への支援」が入るのか。

会長：子育てや介護もあるが、もう少し異なった観点からまちづくりに男女が参画する方法もある。

委員：「まちづくり」という観点からは自然というのは東久留米市の地域特性であるが、

ベットタウンという側面もある。働く人を中心に考えると、子育て、介護支援が焦点になってくるのではないかと考えた。自然もよいが具体的な施策が考えつかない。

会 長：ベットタウン化している反面、地域活動に参加しにくいのであれば、地域とのかかわり方も考えてはどうか。

委 員：それが「男女が共に自立した生活を送るための支援」の中の「生活」に入っているのではないか。

会 長：そうすると、男女が共に生き生きと働くための環境整備と離して考えてはどうか。

委 員：私のイメージは都心で働いている女性が地域の団体と密着してつながっていくことが必要と感じており、それが具体的な「まちづくり」になると考えている。

会 長：3、4は働くための条件整備なので、これはこの項目で、「まちづくり」は別項目にし、4項目を生かせないかと考えている。

委 員：働くための条件整備として考えると、市としてできないことがないので、働いている人が孤立しないで自己を確立できることが必要と考えている。今の話であると、「〇市内事業所等と一体になった計画の推進」が別項目になるというイメージなのか。そうすると「まちづくり」と働く人の支援に分かれるのか。

委 員：働きに行く人のための子育て、介護の支援だけというのはどうなのか。外に働く人のための条件整備だと、私が思い描く「まちづくり」とは異なる。水と緑も関係なさそうではあるが、土日に自然に癒されている現実もあるので、どのように生かしていけばよいのか分からない。

委 員：自然を生かした「ワーク・ライフ・バランス」ができれば良い。自然と調和した「ワーク・ライフ・バランス」が東久留米ではできる。川でドジョウを捕るとか、東久留米らしさをいかした施策ができるのではないか。

委 員：そのようなことができれば良いと感じる。

委 員：そのようなことを「まちづくり」に入れていけば良い。

事務局：とは言え、環境施策を入れ込むと、何をするプランであるか分からないものになってしまう。

委 員：環境施策そのものが入るのではなく、ワーク・ライフ・バランス施策で、自然を生かした事業を企画する程度のものであれば、入れることは可能ではないか。

会 長：環境政策課が企画する事業に共催してはどうか。

事務局：ご意見は理解できるので、施策に合うものを考えてみる。

会 長：「平和の輪を広げて」という言葉も生かしてほしい。「●計画を推進するための体制の整備」について意見がある方がいればお伺いしたい。私が気になったのは「男女平等推進センター」という言葉がこの体系図に出てこないのはなぜなのか。

委 員：男女共同参画施策の責任の所在が明確でないので、センターもどこに付随しているのかが分からない。

事務局：男女平等推進センターについては、市の施策を推進するための施設であり、生活文化課が管理している施設である。ここには書かれていないが「男女共同参画社会についての幅広い理解の促進」については男女平等推進センターが大きな役割を担うものとして考えている。企業についても、今まで取り組みがなされていないので、こちらも男女平等推進センターが担うものであり、また、庁内に産業振興課があるので、ここも推進していくものと考えている。「男女がともに担う子育てと介護への支援」については、介護福祉課等関連部署が推進していくが、それを啓発する部署が生活文化課であると考えている。

会 長：連携することで市民会議の意思を入れていくことはできるのではないかと。

事務局：それは可能である。

委 員：男女共同参画施策について責任を持つ部署はない。各課の責任であり、全体として責任を担う部署はないのか。

事務局：男女共同参画推進協議会が持つことになるが、組織についてはない。

会 長：生活文化課が所管課であるので、責任は生活文化課にあるのではないかと。国は内閣府が調整している。

事務局：調整はしているが、権限がない。

委 員：それに関連して、目標の設定については、したとしても責任の所在が明確でないもので、達成できなくても特に問題はないという意識になってしまうのではないかと。

会 長：「市民参加による推進体制の充実」についても、市民がもっと参加してそのプランの推進状況をチェックするような力が市民に育たないと意味がない。

委 員：前は、われわれが作ったプランでないその結果を見て評価をしていた。内容もよく分からないが、そこで数値化しましょうと提案したが。

委 員：プランについての実行権限がなければ、実現は難しい。

委 員：数値目標を作ったとしても、各課にその結果の責任についてはどこにあるのか。

事務局：その結果についてどう改善するかについては、男女共同参画推進協議会で協議するが、数値目標を設定するならば、各課で設定してもらい、その結果について男女共同参画推進協議会が各課へ改善を申し入れるという流れになる。

会 長：市民と市長と対話できる機会はないのか。市長に市民が申し入れる機会があると良い。その材料にプランはなると考えている。

事務局：前回の橋本会長は答申時にそのような申し入れはしている。

会 長：そのような結果を市報に載せることも必要である。また、オンブズパーソンの役割を市民が担うべきではないかと。

事務局：それがこの市民会議である。

委 員：責任を持つような部署を作るように市長に答申時に提案することも必要である。

委 員：生活文化課は事務的に取りまとめているだけである。

委 員：評価の段階で、担当課からヒアリングをすることも1つの方法である。もし進ま

ない施策があればその理由を担当者から聞けば良いので、この会で内容を点検する方法がないわけではない。生活文化課が施策を作っているわけではないので、詳しい内容が分からない。男女共同参画施策を中心として行っている施策ではないものもあるので、その点をご理解いただきたい。

会 長：各課に男女共同参画施策担当を決め、プランの進捗状況について把握をしている人がいれば良い。東京都はどのような手法をとっているのか。

委 員：体制は変わらないが、このような会議に福祉、教育等関連部署が入っている。であるから、施策の説明ができる。会議に常に出てもらうのは難しいが、評価の段階で、話題に出る課が出ると良いのではないか。そこで批判を受ければ、その部署も評価進捗状況の批判について真摯に受け止めるのではないか。

委 員：条例を策定するとなるとどのような状況を考えられるのか。

事務局：生活文化課で策定を行うが、初年度はそのことについて調査研究することになる。

会 長：埼玉県では町レベルで条例を制定しているので、難しい話ではない。

委 員：市民会議の位置付けが良く分からない。ここでやっていることと諮問されていることに差がある。市民会議での提言はどこまでの影響力があるのか。

事務局：市民会議の提案で、各課よりヒアリングをすることはできる。それを調整することが事務局の役割であり、市民会議の意見を踏まえて施策を行っていく。

事務局：では、監視体制の強化と、重点課題を年度ごとに決定していきたい。

会 長：条例づくりを重点課題に入れることも考えられる。他に意見のある委員はいるか。

委 員：生涯を通じた女性の健康支援というのはどのような意図の施策なのか。

事務局：女性の健康支援とは、出産や更年期等女性特有の健康支援である。

会 長：医療データも男性中心で作られており、女性データがかけていることも指摘されている。

委 員：性差医療を取り入れてほしいということで、男性中心の医療をやめてほしいという意図であると考えた。

事務局：確かに女性だけという部分もあるが、そのような質問がでることも予想されるので、女性の医療についてなぜ書くのかを記載したい。

委 員：確かに知識のない人は女性に配慮しすぎという方もいるので、説明ができるようにしなければならないと考える。

会 長：中間まとめでほかに何かあれば今週中に事務局に連絡していただきたい。

事務局：黒いゴシック部分は前回から修正を加えたものである。今回の体系の変更にともない文言が変わるところも出てくるので、修正する。今の段階で気づいた点があれば知らせていただきたい。

会 長：ワーク・ライフ・バランスについて支援はしないのか。啓発だけなのか。

事務局：国や都が実施している情報提供だけしかできない。市の予算独自でできることは少ない。前回実施したアンケートから分かるように国や都の制度を知らない企業

も多数あるので、制度について情報提供するだけでも効果はあるのではないか。

委員：市の施策の中でも、啓発だけでなく企業と連携してできるものもあるのではないか。それを施策に入れることができれば望ましい。

事務局：中間答申書については今回の会議でまとめられると感じたが、大きく修正する部分が出てきたので、7月中に再度会議を開催したい。

事務局：各委員の都合がつけば再度会議を開催し、検討したいと考えている。

#### ・議題（2）その他

事務局：計画策定にあたり名取はにわ氏より男女共同参画社会基本法の講演がある。その後、庁内の検討作業を行い、10月をめどに庁内の案を策定し、秋口から再度市民会議でその内容を検討していただく。12～1月にかけてパブリックコメント、住民説明会を開催し、2月をめどに庁議決定し、プランを策定したい。市民会議としては9月ごろに平成21年度事業進捗状況評価をお願いしたいと考えている。

会長：評価方法について26日に検討した方が良いか。

事務局：昨年度は表を渡され、評価をした。今回までのプランに関しては昨年度と同様に評価をしていただくが、次期プランの評価方法については、数値目標も含めて評価の方法を検討していただいても良いのではないか。

委員：具体化したプランを検討するのはいつなのか。

事務局：11月以降である。

委員：11月以降に具体的な各課のプランを市民会議で検討するということで良いか。

事務局：そうである。

○次回会議 7月26日（月）18:30～